## 增改築等工事証明書(固定資産税)

証明申請	住 所					
者	氏 名					
家屋番号及7	び所在地					
工事完了年	月日	平成	年	月	日	

1-1. 地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

内容の	1	地方税法施行令附則第 12 条第 26 項に規定する基準に適合する耐震改修
-----	---	---------------------------------------

1-2. 地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の	地別	雯に対す 1 増築	-	全性の向 改築		と目的 & 修繕	としか 4	た増築 模様		修	繕又は	は模様を	Ė.		
の種別及び内容	工事の内容														
耐加	<b>§改</b> 個	を含む かんこう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ しゅう かんしょう しんしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	工事の	の費用の	)額	(全体]	匚事費	貴)							田
上記	100 /	ち耐震	改修の	の費用の	)額										円
長其	那優」	是住宅建	築等詞	計画の認	忍定主	三体									
長其	長期優良住宅建築等計画の認定番号 第 号														
長其	長期優良住宅建築等計画の認定年月日 平成 年 月 日														

2. 熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

	必須	頁となる改修	江事	窓の断熱性を高める改修工事				
工 事 上記と併せて行った 改修工事		うった	1 天井等の断熱性を高める改修工事 2 壁の断熱性を高める改修工事 3 床等の断熱性を高める改修工事					
別及び内容								
熱技	員失防	方止改修工事	を含む	工事の費用の額(全体工事費)		円		
上記	己のう	ち熱損失防	止改修	工事の費用の額		円		
熱技	員失防	5止改修工事	に係る	補助金等の交付の有無	有	無		
	「有	可」の場合		円				
		热損失防止改 いた額		円				

上記	記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第		号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	平成	年	月	日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	平成	年	月	
皿切十万口	十八人	+	Л	Н

### (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名	印					
証明を行った建築士	住 所						
	一級建築士、二	登 録 番 号					
	級建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)					
	名 称						
証明を行った建築	所 在 地						
士の属する建築士 事務所	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築 士事務所の別						
	登録年月日及び登	<b>登録番号</b>					

### (2) 証明者が指定確認検査機関の場合

	名	称							印
  証明を行った指定	住	所							
確認検査機関	指定年月日及び 指定番号								
	指定をした	者							
	氏	名							
	住	所							
		<b>─</b> 級發	<b>建</b> 築士、二級		登	録	番	号	
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	建築士の場合	建築	築士又は木造 築士の別			建築		府県名 木造建	
							番	号	
	建築基準適合判定資格者の場合					·受け7	た地方	整備局	

## (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

	名	称							印
証明を行った登録	住	所							
住宅性能評価機関	登録年月日 登録番号	及び							
	登録をした	者							
	氏	名							
	住	所							
理本な行った 建築		—— 約3·5	±筑十 <sup>一</sup> 級		登	録	番	号	
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	理 集 士 の						土又は		
		寝基準適合判定資格者検定合格者の場合					付又は	合格証	
	合				合格》 書番号		号又は	合格証	

# (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅	名	称							印
瑕疵担保責任保険		所							
法人	指定年	月日							
	氏	名							
	住	所							
調査を行った建築		<b>──</b> ※及後	建築士、二級		登	録	番	号	
世 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	建築士の場合		士又は木造	(		士又に	道府県名 は木造建		
	建築基準道	5合判定	官資格者検定	合格者の場	合格通知日付又は合格証 合格者の場 書日付				
	合				合格 書番		:号又に	は合格証	

(用紙 日本工業規格 A4)

#### 備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及 び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び 所在地を記載すること。
- 3 「II. 固定資産税の減額」中、「1-1. 耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法附則施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第26項に規定する基準に 適当する耐震改修である場合は1を○で囲むものとする。

- 4 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9の2第1項に規定する認定長期優良住宅をいう(備考8及び9において同じ。)。
  - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。
    - ① 「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ、該当する番号を○で囲むものとする。
    - ② 「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
  - (2) 「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の1から4のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。
- 5 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
  - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
    - ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事(以下「熱損失防止改修工事」という。)により新たに平成20年国土交通省告示第515号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
    - ② 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
  - (2) 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
  - (3) 「熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された熱損失防止改修工事に、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額」の欄には、「熱損失防止改修工事の費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

(4) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住

宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。

- 6 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
  - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、 施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項 第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する 修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 17 項及び第 19 項に規定 する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しく は同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行 令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項 に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震 改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行わ れた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次に より記載すること。

- ① 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に 応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級 建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条か ら第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築 士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築 士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載す ること。

#### (2) 証明者が指定確認検査機関の場合

- 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定す る住宅耐震改修、施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大 規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、 同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修 繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定 する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規 定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様 替、同条第 17 項及び第 19 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、 同条第 21 項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替 であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改 修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは 同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定 する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当すること となったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
- ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名

称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、 当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。

- ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の 2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、大規模 の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修 繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定 する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修 繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 15 項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 21 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良 住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者につい て、次により記載すること。
  - イ 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届 出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58 又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
  - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
  - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - 二 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の 欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地 方整備局等の名称を記載するものとする。
- (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合
  - ① 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であることは技様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当

- することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。 イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定 により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の 届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、 大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付 け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 26 項に 規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防 止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認 定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資 格者検定合格者について、次により記載すること。
  - イ 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届 出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法 施行令第6条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
  - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
  - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。
- (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合
  - ① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に

規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

- イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17 条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規 定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するもの とする。
- コ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項 の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第1号に規定する増築、改築、 大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付 け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に 規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防 止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認 定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資 格者検定合格者について、次により記載すること。
  - イ 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届 出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法 施行令第6条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
  - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
  - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。